

○白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例

平成12年3月24日条例第5号

改正

平成14年3月26日条例第10号

平成17年3月23日条例第30号

平成18年3月17日条例第25号

平成24年3月22日条例第11号

平成27年12月18日条例第18号

令和7年3月14日条例第10号

白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、白木パノラマ孔園(以下「孔園」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民が野外活動を通じて自然とふれあい、自然のもたらす恩恵を享受する場を提供することにより、青少年の健全育成及び住民の健康の増進を図るため孔園を設置する。

(名称及び位置)

第3条 孔園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	白木パノラマ孔園
住所	江北町大字山口8830番地3

2 孔園の区域及び供用開始の期日は、町長が定めて告示する。区域を変更するときも同様とする。

(行為の禁止)

第4条 孔園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設及び器具、用具を汚損し破壊すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 植栽その他土地の形状を変えること。

(4) 許可なく壁柱等にはり紙、釘打ち等又は広告を表示すること。

(5) 許可なく指定された場所以外の場所にテントを設置すること。

(6) 所定の場所以外の場所で火気を使用すること。

(7) 騒音を発したり、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 立入禁止区域に立ち入ること。

(9) 指定された場所以外の場所へ車両の乗り入れ、又は止め置きをすること。

(10) ごみその他の汚物を投棄、又はたい積すること。

(11) その他係員の指示に従わないこと。

(行為の制限)

第5条 孔園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようするときも同様とする。

(1) 行商、募金、露天営業その他これらに類すること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しを行うこと。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 町長は、前項に掲げる行為が、公衆の孔園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

(有料孔園施設)

第6条 有料で使用させる孔園施設(以下「有料孔園施設」という。)の名称、利用時間は、別表第1のとおりとする。

(使用の許可及び制限)

第7条 孔園を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 孔園内の施設等(樹木を含む。以下同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他管理運営上支障があるとき。

3 町長は、孔園の管理運営上必要があると認めるときは、条件を付して使用を制限することができる。

(孔園の占用等)

第8条 孔園に孔園施設以外の工作物、その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)を設けて、孔園を占用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。

- (1) 占用の目的
- (2) 占用の期間(準備から原状回復までの期間)
- (3) 占用の場所
- (4) 工作物等の名称及び数量
- (5) 工事実施の方法
- (6) 工作物等の管理の方法
- (7) 原状回復の方法
- (8) その他町長の指示する事項

2 前項の許可を受けた者で、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽易なものであるときは、この限りでない。

3 前2項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
(使用の権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 孔園内の施設を使用するものは、許可の際、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- (1) 有料孔園施設使用料は、別表第1のとおりとする。
- (2) その他の施設使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の免除)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 町が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
- (2) その他町長が特に必要があると認める場合

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、孔園施設の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第15条第1項の規定による許可の取消し等を受けたときも同様とする。

(損害賠償等)

第14条 使用者は孔園内の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) この条例若しくは、この条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) その他町長において不適当と認めるとき。

2 前項の取り消し等によって使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条第1項の規定に違反して、同条同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条の規定による使用の許可及び制限に違反して孔園を利用した者
- (4) 前条の規定による町長の命令に違反した者

2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(指定管理者による管理)

第17条 孔園の管理は、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(業務の範囲)

第18条 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 孔園の利用に関すること。
- (2) 孔園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他孔園の管理運営に関して町長が必要と認める業務

(利用料金)

第19条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に孔園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、孔園を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(特別の設備等)

第20条 当該指定管理者は、孔園に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を得なければならない。

(準用)

第21条 第5条、第7条、第9条及び第15条の規定は、第17条の規定により指定管理者に孔園の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

別表第1（第6条、第10条関係）
有料孔園施設及び使用料

区分	使用区分			単位	金額
施設使用料	テントサイト	町内	1ヶ所	1ヶ所1泊	300円
		町外	1ヶ所	1ヶ所1泊	600円
	コテージ	町内	A室	1室1泊	3,000円
			B室	1室1泊	3,000円
			C室	1室1泊	2,000円
		町外	A室	1室1泊	6,000円
			B室	1室1泊	6,000円
			C室	1室1泊	4,000円
備考					
1 テントサイト、コテージの宿泊時間は、午後3時から翌日午前10時までとし、休憩時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、休憩料金は宿泊料の半額とする。					
2 冷暖房を使用する場合は、上記使用料のほかに1時間につき(1時間に満たない端数があるときは1時間とする。)100円を徴収する。					

別表第2(第10条関係)
その他の施設使用料

使用の目的		単位	金額
工作物を設ける場合	標識類	1平方メートル 1日	5円
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		
	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び樹木、土石その他工事用材料置場		
孔園を使用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1平方メートル 1日	1円
	業として写真又は映画撮影するもの		
	興行を行うもの		
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの		
	花火等火気を使用するもの		
備考 使用面積、使用の長さ及び使用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数はそれぞれ切り上げて計算する。			